

保護者の皆さまへ

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
子育て支援課長 山根 由美子
(公印省略)

学童クラブの利用および保育料の取扱いについて(9月分以降)

日頃から練馬区の学童クラブ運営にご理解とご協力を賜り真にありがとうございます。
区立学童クラブでは、「新たなウイルスとともに社会で生きていかなければならない」という認識に立ち、感染予防対策を講じながら運営をしております。

一方で新型コロナウイルスの新規罹患者が増加している状況のため、9月以降も下記のとおり特例措置の取扱いを継続することといたしました。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により取扱いが変更となる場合には、改めて通知いたします。

記

1 特例措置の取扱いについて

No	事由	利用	保育料
	日本への渡航制限、入国制限等により帰国または入国できない。または、入国後に隔離措置を受けている。	入会承認の取消しや、利用の解除は行いません。	月額保育料から当該事由日数分を減額します。
	<u>児童が</u> 、新型コロナウイルス感染症に伴い医療機関に入院、もしくは保健所等の公的機関から自宅療養または自宅待機の要請を受けている。		
	在籍する学童クラブが新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休室をしている。		
	新型コロナウイルス感染症に関連して、育児休業期間を延長している	<u>特例措置については、7月末日で終了しました。</u>	
	新型コロナウイルス感染症に関連して、自己都合によらない理由により退職した、または就職の内定を取り消された		
	から まで以外に、新型コロナウイルス感染症に関連して、保護者の自主的な判断により登室を控えている	学童クラブの出席日数が4週で16日以上に満たなくても利用の解除は行いません。	登室の日数に関わらず月額保育料をお支払いいただきます。

【注意事項】

- ・ ~ に該当する方は、本人の意思とは関係なく制限される事由のため、利用および保育料の特例を継続します。
- ・ に該当する方は、利用の特例は継続しますが、保育料は月額をお支払いいただきます。

(裏面へ続く)

2 保育料の充当について

- ・特例措置 ~ に該当した場合は日割り計算し、過納額（月額保育料との差額）を原則該当月の2か月後の保育料へ充当します。

3 新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けた場合の対応について

- ・PCR検査の受診件数が増加しています。児童または保護者がPCR検査を受ける場合は、保育料の日割り計算上必要ですので、速やかに学童クラブへお申出ください。
- ・児童がPCR検査を受けた場合、結果が判明するまでの期間は、学童クラブの利用ができなくなります。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】（平日の8：30～17：15）

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 直営学童クラブ | |
| 子ども育成係 | 電話：03-5984-5827 |
| 2 委託学童クラブ | |
| 運営支援係 | 電話：03-5984-1078 |
| 3 ねりっこ学童クラブ | |
| 放課後児童対策係 | 電話：03-5984-1519 |